

平成 26 年 11 月 12 日(水)

衆議院 法務委員会

衆議院議員 階 猛 (民主党)

【出典】

- ・資料1 「『武力行使・新3要件』のあいまいさ」

各標記資料を基に前原誠司事務所作成、

平成 26 年 10 月 6 日(月)衆議院予算委員会における

階猛質疑の資料

1頁

- ・資料2 「特定秘密保護法・集団的自衛権 混ぜるともっとキケン！」

「明日の自由を守る若手弁護士の会」作成チラシ

2頁

- ・資料3 「特定秘密の保護に関する法律 【逐条解説】」

(内閣官房特定秘密保護法施行準備室作成)より抜粋

3頁－7頁

6 『武力行使・新3要件』のあいまいさ

安倍総理の答弁

平成26年7月14・15日、衆・参予算委員会での衆中野議員会談（未定稿）

従来の政府見解

昭和47年10月14日・参議院決算委員会提出資料より

従来の
自衛権発動の3要件

国の存立を全うし、国民を守るための初め目の強い安全保障法制の整備について
平成26年7月1日・国家安全保障会議決定・閣議決定

新たに閣議決定された
集団的自衛権行使の3要件

今回の閣議決定

① 我が国に対する急迫不正の侵害があること

① 我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合



② これを排除するために他の適当な手段が無いこと

② これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他の適当な手段が無いとき



③ 必要最小限度の実力行使にとどまらばきこと

③ 必要最小限度の実力を行使すること



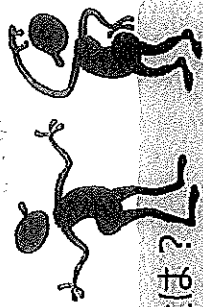
集団的自衛権を例えれば縛るものとしての3要件としては
世界で最も厳しい 私は条件だと、このように考えております。

※7/15 安倍総理

Q 『密接な関係にある他国』とは？

一般に 外部からの武力攻撃に対し、共通の危険として対処しようとする共通の関心を持ち、そして我が国と共同して対処しようとする意思を表明する国

…武力攻撃が当然発生したという段階でそれ（どの国が当てはまるのか）は考えられるわけでございます。 ※ 7/14 安倍総理



Q 『明白な危険』とは？

政府が（以下の）全ての情報を総合して客観的、合理的に判断することになる

- ① 攻撃国の意思、能力
- ② 事態の発生場所
- ③ その規模、態様、推移などの要素
- ④ 我が国に戦禍が及ぶ蓋然性
- ⑤ 国民が被ることとなる犠牲の深刻性、重大性など ※7/15 安倍総理

case 1. 集団的自衛権を行使してもいいと判断した根拠も、特定秘密に指定される可能性があります。国民は、その正しさを調査・追及できなくなります。

case 2. 国民がちゃんと知りたいと思って調査したいとすると、特定秘密の「取得」や「漏えいの教唆」という犯罪になってしまう可能性があります。



case 3. 集団的自衛権行使の根拠が嘘だったり、おかしいと思った公務員等がそれを内部告発しようとしても、特定秘密の漏えいという犯罪になってしまうので怖くて言えません。

case 4. 国会議員も集団的自衛権行使の根拠を知らされない場合がほとんどなので、賛成するかどうかが判断できません。

第10条第1項 行政機関の長による公益上の必要による特定秘密の提供

(その他公益上の必要による特定秘密の提供)
第十條 第四條第五項、第六條から前條まで及び第十八條第四項後段に規定するもののほか、行政機関の長は、次に掲げる場合に限り、特定秘密を提供するものとする。

一 特定秘密の提供を受ける者が次に掲げる業務又は公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる業務において当該特定秘密を利用する場合(次号から第四号までに掲げる場合を除く。)であつて、当該特定秘密が利用し、又は知る者の範囲を制限すること、当該業務以外に当該特定秘密が利用されないようにすることその他の当該特定秘密を利用し、又は知る者がこれを保護するために必要なものとして、イに掲げる業務にあつては附則第十條の規定に基づいて国会において定める措置、イに掲げる業務以外の業務に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたと

き。
イ 各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第百四條第一項(同法第五十四條の四第一項において準用する場合を含む。)又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十五号)第一條の規定により行つた調査又は調査であつて、国会法第五十二條第二項(同法第五十四條の四第一項において準用する場合を含む。)又は第六十二條の規定により公開しないこととされたもの

ロ 刑事事件の調査又は公訴の維持であつて、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)第三百六條の二十七第一項(同法第三項及び同法第三百六條の二十八第二項において準用する場合を含む。)の規定により裁判所に提示する場合のほか、当該調査又は公訴の維持に必要な業務に従事する者以外の者に当該特定秘密を提供することがないと認められるもの

二 民事訴訟法(平成八年法律第九十九号)第二百二十三條第六項の規定により裁判所に提示する場合

三 情報公開・個人情報保護審査会設置法(平成十五年法律第六十号)第九條第一項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に提示する場合

四 会計検査院法(昭和二十二年法律第七十三号)第十九條の四において読み替へて準用する情報公開・個人情報保護審査会設置法第九條第一項の規定により会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に提示する場合

1 趣旨

本条は、行政機関の長が、我が国の安全保障以外の公益上の必要により、特定秘密を提供する場合について定めるものである。

2 内容

(1) 見出し「その他公益上の必要による特定秘密の提供」

特定秘密を提供する必要がある場合は安全保障上の必要によるに限られるものではなく、国会での審議、犯罪の捜査、裁判、情報公開、許可手続等のために安全保障以外の公益上の必要により、国会、捜査機関、裁判所、他の行政機関、地方公共団体等の機関等に特定秘密を提供することが必要となる場合があり得る。

そして、安全保障以外の公益上の必要があると認められる業務において使用する場合には、反復・継続して特定秘密を取り扱う可能性が高くない中で、これらの機関等の職員等が一律に適性評価を行わせないは困難としても、提供する行政機関にとつては、当該特定秘密が漏えいすれば、その安全保障に関する所掌事務の遂行に著しい支障を与えおそれがあるため、安全保障の長は、本項において列挙した場合にのみ、安全保障以外の公益上の必要により特定秘密を提供することとしたものである。

(2) 柱書「第四條第五項、第六條から前條まで及び第十八條第四項後段に規定するもののほか(中略)次に掲げる場合に限り」

本法では特定秘密を保有する行政機関の長等がこれを提供できる場合を規定していることから、行政機関の長は、
○ 第4條第5項に基づき通じて30年を超えて有効期間を延長する場合の内閣への提示

○ 第6條から第9條までの規定に基づく安全保障上の必要による提供

○ 第18條第4項後段に基づく内閣総理大臣への特定秘密である情報を含む資料の提出
以外には、本項に基づく場合に限って特定秘密を提供することを定められたのである。

(3) 柱書「提供するものとする」

政府原案では「提供することができる」としていたが、衆議院における与野党協議により修正された。
国会に対する特定秘密の提供をめぐり、国会において必要な保護措置が講じられた場合、原則として、「我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがない」と認められ、国会に特定秘密を提供することとなるが、「提供することができる」との規定は、特定秘密の提供が行政機関の長の裁量



するものである。したがって、本号に基づき特定秘密を提供するに当たっては、提供の要件を満たす必要があるが、本法は、憲法第62条の適用を変更するものではなく、むしろ同条に規定されるいわゆる國政調査権に資するものである。

(4) 「ロ 刑事事件の捜査又は公訴の維持であつて、刑事訴訟法(中略)第百二十六条の二十七第一項(中略)の規定により裁判所に提示する場面のほか、当該捜査又は公訴の維持に必要な業務に従事する者以外の者に当該特定秘密を提供することがないと認められるもの」

刑事事件の捜査又は公訴の維持であつて、当該捜査又は公訴の維持に必要な業務に従事する警察等の捜査機関の職員、検察官等以外の者に当該特定秘密を提供することがない場合を規定している。

刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)においては、公務員若しくは公務員であつた者本人又は当該公務所から職務上の秘密に関するものであることを申し立てたときは、当該監督官庁の承諾がなければ押収することができない(第103条、第222条第1項)との規定があり、行政機関の長は、裁判所や捜査機関に対し、特定秘密が記録された文書等の押収を拒むことが可能である¹⁾。

一方で、特定秘密の漏えい事件等の捜査において、捜査機関が漏えい等の対象となつた特定秘密の内容を承知していなければ、例えば、被疑者の具体的な漏えい行為等を特定するための取調べを有効に行うことができないなどの支障があり、捜査の遂行のために、捜査機関の

¹⁾ なお、「公務員又は公務員であつた者が保管し、又は所持する物」(刑事訴訟法第103条)に当たらない物を捜査機関が押収した後には当該押収物件に特定秘密が含まれていることが判明したとき、当該特定秘密は捜査機関が当該特定秘密を保有する行政機関の長から提供を受けたものに当たらないため、当該情報を含む押収物件の送致を始めた取扱いに、本法律上の制約はない。ただし、押収後に当該押収物件に特定秘密が含まれていることが判明した場合に、刑事訴訟法第103条に基づき、秘密である旨の申立てがなされ、監督官庁の承諾を得られなかったときは、当該送致は無効となり、送致対象物件は、当該公務員等に返還されなければならない。

また、「公務員又は公務員であつた者が保管し、又は所持する物」(刑事訴訟法第103条)に当たらない物件に特定秘密が含まれていた(職務上の秘密に関するものであつた)場合であつて当該監督官庁が押収を承諾したとき、被押収者は「公務員又は公務員であつた者」であつて当該監督官庁(特定秘密を保有する行政機関の長)ではないと解される。この場合、当該特定秘密は捜査機関が当該特定秘密を保有する行政機関の長から提供を受けたものに当たらないため、当該特定秘密を含む押収物件の送致を始めとした取扱いに、本法律上の制約はない。

であるかのような誤解を与えるものであつたため、「提供するものとする」と修正し、行政機関の長による特定秘密の提供が義務であることを明確にしている。

(4) 第1号
本項各号においては、行政機関の長が、本項に基づき特定秘密を提供する場合を列挙している。各号列記の考え方は、第1号においては、行政機関の長が、提供の都度、①イ若しくはロの業務又は公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる業務において当該特定秘密を利用する場合であり、②提供先において当該特定秘密を保護するために必要な措置が講じられ、③我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるという要件を満たしているかを判断する場合を規定しており、第2号から第4号までにおいては、法律上、特定秘密を含む文書等を提示することが義務付けられ、かつ、当該文書等が提供先から第三者に開示されるということが担保されている(したがつて、行政機関の長が、提供の都度、要件を充足しているかを判断する余地のない)、いわゆるインカメラ審査において、特定秘密を提供することが想定される場合を規定している。

ア 「次に掲げる業務」

(7) 「イ 各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会が(中略)行う審査又は調査であつて(中略)公開しないこととされたもの」
国会の本案議又は委員会若しくは参議院の調査会の審査又は調査であつて、秘密とされた場合を規定している。

国会法(昭和22年法律第79号)第104条では、行政機関は、報告又は記録の提出を求められたときは、その求めに応じなければならぬ(第1項)としつつ、一方で、その求めに応じないときは、その理由を陳明しなければならず(第2項)、さらに、国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内閣の声明があつた場合には報告又は記録の提出をすることを要しない(第3項)、かかる報告又は記録に特定秘密が含まれる場合、その性格に鑑みれば、これを公開する形で提供することは、国家の重大な利益に悪影響を及ぼすものとして、最終的には声明を出すことになると、通常、考えられる。

しかしながら本法は、国会において特定秘密を保護するために必要な措置(下記エ参照)が講じられることとなれば、行政機関の長は、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められなくとも一部(下記カ参照)を除き、国会法第104条第3項に基づき声明を出すこととなく、国会の求めに応じ、秘密会に特定秘密を提供することと

求めに際し特定秘密を提供することが必要と認められる場合がある。このような場合には、特定秘密を使用等する職員の範囲を制限したり、特定秘密が記録された文書等の管理について特段の配慮をしたりするなど、行政機関から提供された特定秘密を保護するための措置が捜査機関において講じられることを要件として、捜査機関に特定秘密が提供される必要がある。

また、この種の秘密漏えい事件の刑事裁判においては、いわゆる外形立証の方法がとられており、秘密の内容そのものを明らかにしないまま「実質秘性を立証することが通例である」が、検察官が特定秘密の内容を承知してはいないければ、適切に公訴を提起することができず、あるいは、有効な外形立証を行うことができないなどの支障があり、公訴の提起及び維持のために、検察官の求めに応じ特定秘密を提供することが必要と認められる場合がある。このような場合には、検察官において、裁判所に特定秘密を含む証拠の取調べを請求しないこととするほか、特定秘密を保護するための措置が検察官において講じられることを要件として、検察官に特定秘密が提供される必要がある。

なお、刑事訴訟法第316条の27第1項（同条第3項及び同法第316条の28第2項において準用する場合を含む。）の規定により、公判前整理手続又は期日間整理手続において裁判所が特定秘密を含む証拠の提示を命じる場合があり得るが、提示（提供）を受けた裁判所は何人にも当該証拠の閲覧又は謄写をさせることができない旨規定されている（刑事訴訟法第316条の27第1項後段）。

2 これまでの秘密漏えい事件に関する実務を踏まえれば、特定秘密の漏えい等の事件の逮捕状や起訴状等においては、例えば「〇〇に関する特定秘密が記録された文書を漏らし」などと記載することにより、逮捕の理由が被疑者に告知され、また、被告人に対し防御権の範囲が明示されることになると考えられる。

3 本法違反の罪を問う裁判は、公開で行われることとなる。また、公判廷で明らかになされた証拠に基づき裁判がなされるものである。

4 これまでも秘密漏えい事件の刑事裁判において、立証責任を全うしつつ、かつ、秘密の内容が明らかになることを防止するために、秘密にする実質的理由として当該秘密文書等の立案・作成過程、秘指定を相当とするとする具体的理由等が明らかにしている。

5 このようなこれまでの裁判例に照らせば、個別事件における判断は裁判官の自由心証によるものではあるものの、一般論として、特定秘密の漏えい事件においても、外形立証の方法により、当該特定秘密の内容そのものを明らかにせず、特定秘密性を立証することが可能であると考えられる。

したがって、かかる検察官による裁判所への提示のほか、当該捜査又は公訴の維持に必要な業務に従事する者以外の者に当該特定秘密を提供することがないと認められ、その他所要の保護措置が講じられている場合には、裁判所以外の第三者に開示される懸念はないと考えられる⁴。

以上を踏まえて、刑事事件の捜査又は公訴の維持の業務において特定秘密を利用する捜査機関及び検察官に対しては、刑事訴訟法第316条の27第1項の規定により裁判所に提示する場合のほか、当該捜査又は公訴の維持に必要な業務に従事する警察官、検察官等以外の者に当該特定秘密を提供することがないと認められる場合に限って、特定秘密の保護措置を講じ、かつ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、特定秘密を提供することができることとしている。

4 特定秘密を含む証拠に係る刑事訴訟法第316条の26に基づく証拠開示決定については、検察官において特定秘密を明らかにすることができない理由を説明することにより、証拠開示決定に至らない場合も考えられるが、仮に証拠開示決定がなされて、これが確定した場合には、

○ 基本的に、開示を受けた弁護人や被告人に対し当該特定秘密を保護することを求めることはできないものと認められ、非公知性を維持することが困難となる

○ 裁判所が、インカメラ審査を行った上で、当該特定秘密を秘匿する必要性はこれを開示する必要性に及ばないものと判断したのであり、そのような司法的判断が行われた以上、行政機関の長としても、特段の秘匿の必要性があるとは言い難い

ことなどから、行政機関の長は、当該証拠開示決定の理由を踏まえて、第4条第7項に基づき特定秘密の指定を解除することとなり、検察官は、その解除を待って、当該証拠を被告人・弁護人に開示することとなる。

そして、裁判所による法令に基づく訴訟行為については、刑法第35条の正当行為として違法性が阻却され、犯罪は成立しないところ、上記の場合における裁判所の証拠開示決定も、刑法第35条の正当行為に該当するため、当該裁判所の裁判官が特定秘密の漏えい行為の教唆罪（第25条）として処罰されることはない。

なお、仮に、検察官の手持ち証拠である特定秘密を含む証拠について、刑事訴訟規則（昭和28年最高裁判所規則第32号）第192条に基づく証拠提示命令がなされて、これが確定した場合には、通常、刑事訴訟法第316条の26に基づく証拠開示決定の機会と同様、非公知性を維持することが困難となることから、行政機関の長は、第4条第7項に基づき特定秘密の指定を解除することとなり、検察官は、その解除を待って、当該証拠を裁判所に提示することとなる。

なお、「捜査又は公訴の維持に必要な業務に従事する者」には、例えば、特定秘密の漏えい事件の捜査に従事する都道府県警察の職員のみならず、当該捜査を指導調整する警察庁の職員を含み、また、文書の鑑定等に従事する都道府県警察の科学捜査研究所の職員等も含まれる。

イ 「公益上特に必要があると認められるこれら（同号イ又はロ）に準ずる業務」

上記アに「準ずる業務」としては、まず、法律の規定において検査や調査のために資料等の提出を求めることができる旨規定されている業務が考えられる。例えば、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第25条では、会計検査院の实地検査を受けるものは、これに匹敵しなければならぬとされ、また、同法第28条では、検査の際は帳簿、書類その他の資料若しくは報告の提出の求めに匹敵しなければならぬとされている。また、国家公務員法第17条、第87条及び第91条ではそれぞれ、人事院が行う人事行政に関する調査、勤務条件に関する行政措置要求の調査、及び不利益処分の不服申立てについての調査に関する所轄庁の第4項で、この場合等の職員の守秘義務と秘密の公表に関する所轄庁の長の許可の規定を全面的に排除している。したがって、これらの検査等長は「公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる業務」に該当すると言える。

また、上記のような法律上の明文規定はないが、提供を受ける者がその業務を行う上で特定秘密の提供を受ける必要があると認められるもので「公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる業務」に該当するものとして特定秘密を提供する場合としては、例えば、自衛隊法の治安出動の要請などの際に、内閣総理大臣と都道府県知事との間で閣僚役の可能性など、措置決定前に、機微な情報を共有する場合などが考えられる。

ウ 「当該特定秘密を利用し、又は知る者の範囲を制限すること、当該業務以外に当該特定秘密が利用されないようにすること」

下記エ又はオの提供先において提供を受けた特定秘密を保護するために必要なものとして「附則第十条の規定に基づいて国会において定める措置」又は「政令で定める措置」の例示である。

エ 「当該特定秘密（中略）を保護するために必要なものとして、イに掲げる業務にあっては附則第十条の規定に基づいて国会において定める措置」

本号に基づく提供の要件の1つとして、上記ア(7)の国会の秘密会に特定秘密を提供する場合における特定秘密の保護措置について規定している。

政府原案においては、このような場合における保護措置についても、他の場合におけるものと同様、政令で定めることとしていたが、衆議院における与野党協議により、国会の秘密会に特定秘密を提供する場合には、本法附則第10条に基づいて国会において定めることとされた。

オ 「当該特定秘密（中略）を保護するために必要なものとして（中略）政令で定める措置」

本号に基づく提供の要件の1つとして、国会の秘密会に特定秘密を提供する場合以外の場合における特定秘密の保護措置について政令において定めることを規定している。

カ 「我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがない」

本号に基づく提供の要件の1つとして、当該提供により、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないことを規定している。

国会等の提供先において必要な保護措置が講じられた場合、原則として、特定秘密を提供することとなるが、例えば、外国の情報機関から提供された情報であって、第三者に提供することについて、提供者の承諾が得られていない情報等、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがあると判断せざるを得ない場合など、例外的な場合には、特定秘密を提供しないときがあると考ええる。

(5) 第2号「民事訴訟法（中略）第二百二十三条第六項の規定により裁判所に提示する場合」

民事訴訟におけるインカメラ審査において特定秘密を提供する場合について規定している。

民事訴訟手続において、裁判所は、公務員又は公務員であった者を証人として職務上の秘密について尋問する場合には、当該監督官庁の承認を得なければならぬとされており（民事訴訟法（平成8年法律第109号）第191条第1項）、その場合、証人は証言を拒むことができ（第197条第1項第1号）、また、これらの者に鑑定人として職務上の秘密について意見を述べさせる場合についても、第216条により第191条第1項及び第197条第1項第1号が準用され、監督官庁の承認を要するとともに、鑑定人は鑑定を拒むことができることとされている。

また、文書提出命令の申立てがあったときは、公務員の職務上の秘密に関する文書について、当該文書が民事訴訟法第220条第4号ロの「公務員の職務上の秘密に関する文書でその提出により公共の利益を害し、又は公

務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの」に該当するときは、文書提出命令の対象とされない。

裁判所は、当該文書提出命令の申立てに係る文書が民事訴訟法第220条第4号イからニまでに掲げる文書（公務員の職務上の秘密に関する文書でその提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの（同号ロ）等）のいずれかに該当するかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、文書の所持者にその提示をさせることができるとされているが、この場合、何人も、その提示された文書の開示を求めることができないとされている（民事訴訟法第223条第6項）。

したがって、文書提出命令の申立てがなされた場合であって、裁判所が、民事訴訟法第223条第6項の規定により、特定秘密が記録された文書について行政機関に提示を求めた場合は、当該特定秘密は同項の規定により保護されること担保されていることから、当該行政機関の長はこれを提示、すなわち提供することになる。

なお、裁判所は、公務員の公務上の秘密に関する文書について民事訴訟法第220条第4号に掲げる文書であることを原因とする文書提出命令の申立てがあった場合、当該文書が同号ロに掲げる文書に該当するかどうかについて、監督官庁の意見を聴かなければならず（同法第223条第3項本文）、監督官庁が、当該文書の提出により国の安全が害されるおそれ等の同条第4項各号に掲げるおそれがあることを理由として当該文書が同法第220条第4号に掲げる文書に該当する旨の意見を述べたときは、裁判所は、その意見について相当の理由があることを認め、裁判所に限り、文書の提出を命ずることができ（同法第223条第4項）とされている。したがって、特定秘密が記載された文書について、裁判所に文書の提出命令の申立てがされた場合、裁判所が民事訴訟法第220条第4号ロに掲げる文書に該当するときに限り、当該文書について文書提出命令が出されることになると考えられる。なお、訴訟の当事者である行政機関の長等が当該命令に従わなかったときは、裁判所は当該文書の記載に関する相手方の主張を真実と認め、認められることとされ（第224条第1項）、訴訟の当事者ではない行政機関の長等が当該命令に従わなかったときは、裁判所は決定で20万円以下の過料に処するとされている（第225条第1項）と、通常、行政機

⁵ なお、この場合、裁判所は法令に基づき特定秘密の開示を命じるものであり、刑法第35条の正当行為に該当するため、当該裁判所の裁判官が特定秘密の漏えい行為の教唆罪（第25条）として処罰されることはない。

関の長は、当該命令の理由を踏まえて、第4条第7項に基づき特定秘密の指定を解除することとなるものと考えられる。

(6) 第3号「情報公開・個人情報保護審査会設置法（中略）第九条第一項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に提示する場合」

情報公開・個人情報保護審査会によるインカメラ審査において特定秘密を提供する場合について規定している。

特定秘密が記録されている行政文書についても、情報公開法の適用を受け、開示・不開示の判断は、情報公開法に基づいて行われるが、特定秘密は、その性質上、通常、情報公開法上の不開示情報に該当し、不開示と判断されることが想定される。

そして、当該不開示決定について不服申立てがあったときは、行政機関の長は、情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならないとされ（情報公開法第18条）、情報公開・個人情報保護審査会は調査審議において必要があると認めるときは、諮問庁に対し、行政文書の提示を求めるところとできるとされている（情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成15年法律第60号）第9条第1項）。この場合においては、何人も、その提示された行政文書の開示を求めないこととされている（同項）。

したがって、情報公開・個人情報保護審査会設置法第9条第1項の規定により、特定秘密を含む行政文書等の提示を求められた場合は、当該特定秘密は同項の規定により保護されることが担保されていることから、当該行政機関の長はこれを提示、すなわち提供することになる。

(7) 第4号「会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に提示する場合」

情報公開・個人情報保護審査会設置法第9条第1項の規定が会計検査院法第19条の4において読み替えて準用され、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会が、会計検査院長の諮問に応じ、情報公開法に基づく開示決定等について不服申立てについて調査審議することとされていることから、第3号とは別途規定している。